

議第 8 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会
教育長 安福 正寿

(提案理由)

教育委員会事務局の組織再編に伴い、所要の規定整理を行うため。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

組織改正に伴い所要の改正を行うもの。

2 施行日

平成31年4月1日施行

3 改正の内容

○教職員課

- ・「管理免許係」を「管理調整係」と「免許係」に分割（第2条）

○教育研修課

- ・「基本研修係」を「研修第一係」、「専門研修係」を「研修第二係」に変更（第2条）

○特別支援教育課

- ・「教育支援係」を「発達障がい教育係」、「自立・就労支援係」を「特別支援教育企画係」に変更（第2条）
- ・分掌事務第5号「入学者選考」を「入学者選抜及び入学者選考」に変更（第3条）

○体育健康課

- ・「全国高校総体係」を削除（第2条）
- ・分掌事務から「全国高校総体」（第5号）を削除（第3条）

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教職員課の項中「管理免許係」を「管理調整係」に改め、「給与係」の下に「免許係」を加え、同表教育研修課の項中「基本研修係」を「研修第一係」に、「専門研修係」を「研修第二係」に改め、同表特別支援教育課の項中「教育支援係、環境整備係、自立・就労支援係」を「特別支援教育企画係、発達障がい教育係、環境整備係」に改め、同表体育健康課の項中「全国高校総体係」を削る。

第三条の表特別支援教育課の項第五号中「入学者選考」を「入学者選抜及び入学者選考」に改め、同表体育健康課の項第五号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目次 略

(新)

第一章 略

第二章 本庁

(課及び係の設置)

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教職員課	管理調整係、小中学校係、高等学校係、給与係、免許係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、研修第一係、研修第二係、情報研修係
特別支援教育課	管理調整係、特別支援教育企画係、発達障がい教育係、環境整備係
体育健康課	管理調整係、学校保健係、学校給食係、学校体育係

(課の分掌事務)

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
特別支援教育	一から四まで 略

目次 略

(旧)

第一章 略

第二章 本庁

(課及び係の設置)

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教職員課	管理免許係、小中学校係、高等学校係、給与係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、基本研修係、専門研修係、情報研修係
特別支援教育課	管理調整係、教育支援係、環境整備係、自立・就労支援係
体育健康課	管理調整係、学校保健係、学校給食係、学校体育係、全国高校総体係

(課の分掌事務)

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
特別支援教育	一から四まで 略

課	五 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員並びに入学者選抜及び入学者選考に関すること。 六から十四まで 略
体育健康課	一から四まで 略

第三条の二から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附則 略

課	五 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員並びに入学者選考に関すること。 六から十四まで 略
体育健康課	一から四まで 略 五 全国高校総体に関すること。

第三条の二から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附則 略